

作成日：2011年2月1日

モナコ公国

特許庁の所在地：

Intellectual Property Division, Department of Economic Expansion

Departement des finances et de l' economie,
Direction de l' expansion Economique, Division de la propriete
intellectuelle

9 rue du Gabian MC-98000
Monaco

Tel : 377 93 15 80 00
Fax : 377 92 05 75 20
E-Mail : mcpi@gouv.mc

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (8) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

2. 現地代理人の必要性有無

モナコ国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

モナコには、弁理士会のような団体は存在しないとのことです。

4. 出願言語

フランス語です。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

不明です。

特許制度

1. 現行法令について

1955年の特許法を基に、現在は欧州特許に関する1992年1月の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

- ・優先権証明書は出願日から6ヶ月以内に提出することができます。
- ・優先権証明書の翻訳文も、翻訳者の証明書を添付して出願日から6ヶ月以内に提出します。
- ・優先権譲渡証は、第一国出願とモナコ出願の出願人が異なる場合に必要です。

3. 料金表 (単位: フランスフラン (FF))

(1) 出願料金	270
(2) 特許付与の延長料金	100
(3) 年金	
2年度	120
3年度	190
4年度	205
5年度	375
6年度	460
7年度	545
8年度	630
9年度	720
10年度	810
11年度	990
12年度	1175

13年度	1350
14年度	1550
15年度	1730
16年度	1800
17年度	1850
18年度	1890
19年度	2020
20年度	2140

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 実体審査は採用されておられませんので、方式的要件、発明の保護対象及び発明の単一性についてのみ、審査されます。
- (2) 不特許事由について

次の事由は特許を受けることができません。

 - ・ 発見や科学的理論の場合、
 - ・ 公序良俗を害する恐れのある場合、
 等です。
- (3) 新規性について

出願日（又は優先日）前に、出願に係る発明が国内又は外国において公表又は使用されていないことが必要です。
- (4) 審査手続きについて
 - ① 提出された出願書類に不備がある場合には、補正指令が発行され、出願人は発行日から1ヶ月以内に不備を是正する必要があります。
 - ② この補正指令に対して適切な応答をしなかった場合、出願は拒絶されます。
 - ③ 出願書類が方式的要件等を満たしていると判断された場合、6ヶ月後に特許が付与されます。

なお、優先権主張を伴わない出願の場合、出願人は出願日から1年間特許付与の延期を申請することができます。

更に、期限前3ヶ月以内に料金を納付することにより、出願日から1年6ヶ月まで特許付与の延期も請求することができます。

但し、条約上の優先権主張出願の場合には、特許付与の延期の請求はできません。

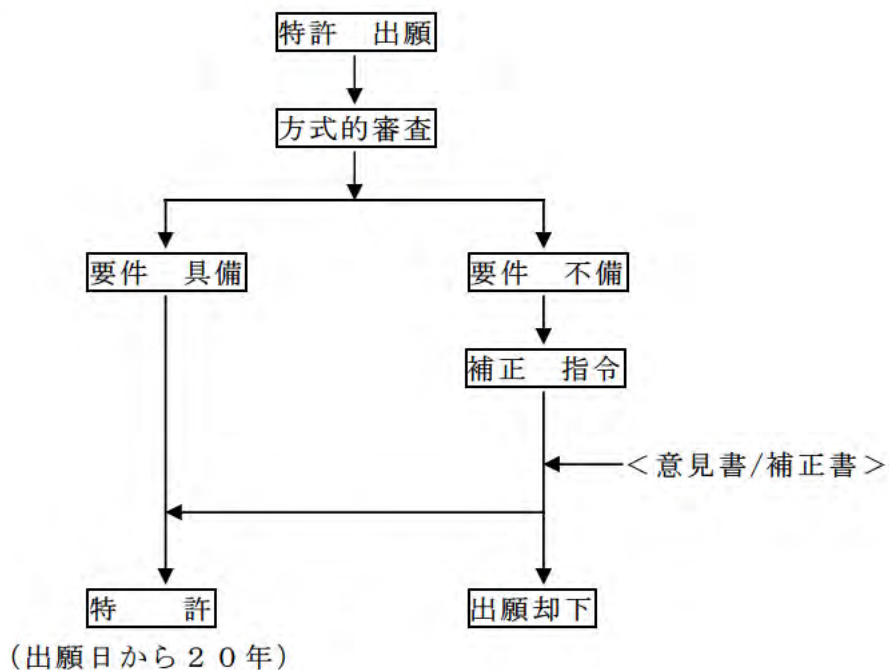
- ④ 特許が付与されると、その旨官報に公告されます。
- ⑤ 異議申し立てについての規定はありませんが、特許要件に反している場合には、裁判所に対して無効を請求することができます。
- ⑥ 発明の単一性がないと判断された場合、特許庁からの指令書に対して指令書発行日から6ヶ月以内に、分割出願をすることができます。
- ⑦ 上述のとおり、出願は特許要件の具備、不備を問わず特許されます。特許の内容はすべて出願人の責任とされ、特許庁はその内容について保証はしません。

(5) 特許無効に関して

利害関係人は、以下の場合に無効を裁判所に請求することができます。

- ・ 特許発明が新規性欠如の場合。
 - ・ 発明の記載が不十分であった場合。
- 等です。

特許出願から特許権の消滅までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。特許権は、設定登録により発生します。
- (2) 出願から出願維持年金を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

モナコ国においては、PCT経由でモナコ国内特許を取得することはできません。必ず、EPC広域特許を通じてモナコ国を指定することが必要となります。従いまして、以下は、EPC広域特許の場合の手続的要件です。

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内。
- (2) 提出すべき書類：下記書類の英語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

(1) 出願の際

- ① 上述しましたように、無審査登録制度が採用されており、出願後方式的要件を満たしていると判断されますと、その後速やかに特許付与の決定が行われます。このように、特許の内容は出願人自身が責任を持つこととなりますので、特許後無効を回避するためには、出願前に出願人自身が十分に先行技術の有無について調査する必要があります。
- ② PCT出願経路により、モナコ国内特許は取得できません。この場合には、必ずEPC出願モナコ国指定の形態を採る必要がありますので、十分留意して下さい。

(2) EPC出願モナコ国指定に関して

EPC出願が特許になった場合、各指定国においてEPC特許を有効化するために、自国語の翻訳文の提出を要求しております。

ところが、モナコ国は2008年5月に発効しましたロンドン協定に加盟した関係で、フランス語の翻訳文の提出は不要となりました。

従いまして、EPC出願が特許となった場合には、自動的にモナコ国においてEPC特許が有効に発生しますので、留意して下さい。

意匠制度

1. 現行法令について

現在は1995年制定の意匠法が施行されています。モナコは、工業的意匠の国際寄託に関するヘーグ協定に対する1960年ヘーグ法の加盟国ですので、同協定に基づき意匠の国際登録をモナコに拡張させることも可能です。

2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書：創作者の氏名・住所、出願人の名称・住所、意匠に係る物品名、出願前10年以内に意匠を開示した場合には開示の年月日。
- (2) 意匠の表現物（図面又は写真4通）：意匠の外観が明確に表現されていることが必要です。
- (3) 意匠の説明書：出願人が希望する場合には意匠の説明書を提出することができます。しかし、説明書には、使用方法、機能上の性質、意匠の実用性又は産業上の効果を記載することはできません。
- (4) 委任状：出願人の署名のみで認証は不要です。
- (5) 試作品：出願人が希望する場合に提出することができます。
- (6) 更新請求：出願と同時に意匠権更新の請求をすることもできます。
 - ★一の意匠出願で、50のバリエーション（変形の態様）の意匠を包含することができます。
 - ★出願は、郵送・FAXによるものは認められませんので、モナコ知的所有権庁へ直接提出しなければなりません。

3. 料金表（単位：フランスフラン（FF））

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 出願 | |
| * 一意匠 | 90 |
| * 追加の各意匠 | 55 |
| * 見本を収容した箱の提出 | 250 |
| (2) 更新料（10年ごと） | 70 |
| (3) 同一性証明書の交付 | 55 |
| (4) 秘密請求 | 80 |

4. 料金減免制度について

料金の減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

意匠出願についての実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

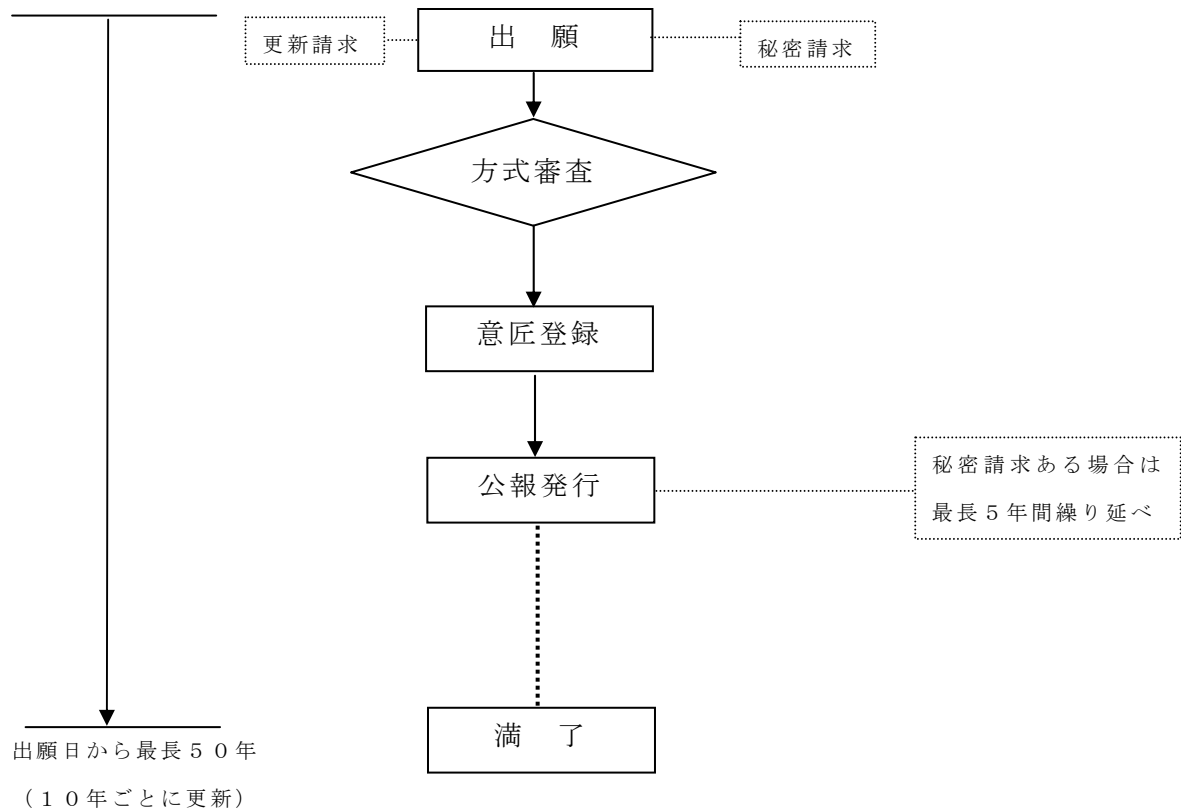
出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

実体審査が行われませんので審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

意匠出願は方式要件についてのみ審査がされます。出願が方式要件を具備している場合には、意匠登録され内容が公表されます (Journal de Monaco)。秘密請求がなされている場合には、最長 5 年間公表されません。異議申立て制度は採用されておりません。



9. 存続期間及びその起算日

意匠登録の有効期間は出願日から10年ですが、最長50年の範囲で10年ごとに更新できます。更新は登録期間の満了前にいつでも申請できます。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠とは、新規な平面的装飾、新規な立体的形状又は工業生産可能な新規な物品であって、外形により類似物品と区別可能なものと定義されています。

(2) 出願前の開示

出願に係る意匠を出願前に第三者に開示した場合であっても、意匠登録の障害にはなりません。当該開示がなされた場合には、出願の際にその旨言及する必要があります。

(3) 特許による保護との関係

意匠が、特許性のある発明としても保護可能であって、意匠の新規な部分を構成する要素が発明の要素ともなっている場合には意匠登録は受けることはできません。

商標制度

1. 現行法令について

1983年6月10日制定の商標およびサービスマークに関する法律(第1058号)が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の住所及び氏名、商品またはサービス及びその区分。
- (2) 商標の複製4通
- (3) 商標の説明書：標章の特徴（例えば、色彩又は使用の態様、造形的側面からの説明など）を記載します。
- (4) 委任状：署名のみで公証は必要ありません。
- (5) 団体の会員又は組合員の使用規則：団体商標の場合に必要です。
★モナコでは、一の出願で同一の商品を指定して2以上の商標を出願することができます。

3. 料金表(単位：フランスフラン (FF))

- (1) 出願料：通常の商標出願の場合
 - * 3区分まで 370
 - * 3区分を超える1区分ごと 105
- (2) 調査
 - * 文字商標 75
 - * 図形商標 150
- (3) 更新料
 - * 3区分まで 370
 - * 3区分を超える1区分ごと 105
- (4) 譲渡の登録 75

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されておりません。

5. 実体審査の有無

商標出願は、識別性等の不登録事由に該当するか否かの実体審査の対象になります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願については、最初に方式審査が行われます。方式不備の場合には、8日以内に不備を是正しなければなりません。

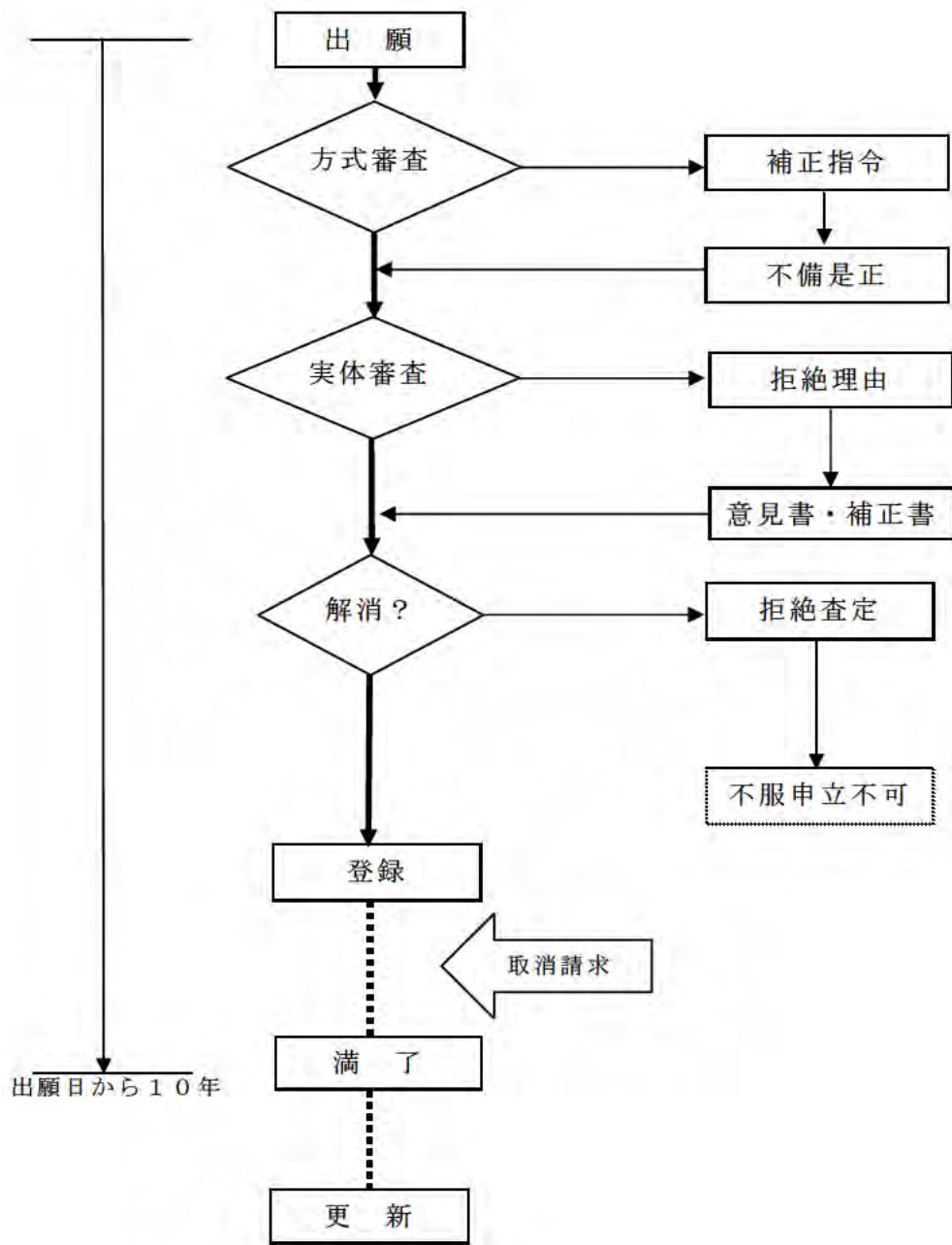
方式要件を満たした出願については登録適格性（識別性などの不登録事由）の審査が行われます。登録適格性を満たしていない場合には拒絶理由が通知され、出願人は15日以内に補正等により拒絶理由を解消しなければなりません。意見書及び補正書が提出されても拒絶理由が解消されていないと認められるときは拒絶の査定がなされます。拒絶の査定に対しては、不服申し立てをすることができません。

出願された商標が拒絶理由に該当しない場合には商標登録がなされます。登録に対する異議申立て制度は採用されていませんが、登録の取消し請求をすることができます。

主な不登録事由は以下の通りです。

【不登録事由】

- (1) 識別力のない標識
- (2) 商品・サービスの種類、品質、量、価格その他の特性を表示するため標識のみからなる場合
- (3) 公序良俗に反する商標
- (4) 商品の特性、品質、産地について公衆を欺罔するおそれのある標識
- (5) 条約により使用が禁止されている記号類



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は出願日から起算して10年で満了します。存続期間は10年ごとに更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の最終年度内又は満了後6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。

更新出願には、願書、委任状、登録証明書、手数料の納付が必要です。使用証明は必要ありません。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用証明は必要ありません。

11. 保護対象

商標とは、ある企業の商品・サービスと他の企業のそれらと識別可能なものは商標登録の対象となります。したがって、人名、地名、製品の形状、ラベル、色彩の組み合わせ、図案、文字、数字、標語などは商標登録の対象となります。

12. 留意事項

(1) 無効・取消し制度

商標登録が、不登録事由に違反してなされたことを理由として商標登録の取消しを請求することができます。

(2) 国際商標登録

モナコは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国ですので、国際登録出願経路によりモナコで保護を受けることも可能です。

(3) 譲渡・ライセンス

商標権は、業務の移転を伴わずに譲渡することが可能です。譲渡は、第三者に対してその有効性を主張するためには、特許庁へ登録する必要があります。登録するためには、①譲渡人及び譲受人双方により署名された譲渡証書、②委任状、③所定の手数料の納付が必要です。

ライセンスも登録しなければ第三者に対抗することはできません。

(4) 団体商標

団体商標とは、団体（法人）の構成員又は組合員の商品・サービスを、他の取引者の商品・サービスから区別するためにその構成員又は組合員によって市場に置かれる商品・サービスの共通の名称を創出する目的で使用される標章をいいます。団体商標については、譲渡は認められていません。